

薩摩川内市B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 19 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第40号

薩摩川内市B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例

薩摩川内市B & G 海洋センター条例（平成16年薩摩川内市条例第110号）
の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「午後10時」を「午後8時」に改める。

第12条第1項第1号中「翌年6月14日まで」の次に「及び毎週水曜日」を
加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。